平成２６年（フ）第３３７号
千葉市稲毛区小仲台８丁目27番３―102号
破産者　中山ミチ子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４３号
千葉市稲毛区山王町421番地16
破産者　岸本　健治
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７４号
千葉市若葉区若松町368番地２
破産者　桒島　広行
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６２号
川崎市川崎区渡田４丁目８番28号
破産者　有限会社武田
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
福井市高木町第52号27番地１
破産者　有限会社本堂住宅
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
大阪府岸和田市西大路町194番地の１
破産者　小松鉄線株式会社
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
堺市南区稲葉２丁1760番地６
破産者　浅井設備株式会社
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
大阪府貝塚市三ケ山1318番地
破産者　有限会社ハートピアの伽羅堂
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４８０号
岡山県倉敷市下津井１丁目12番17号、旧住所岡山県倉敷市児島稗田町2340番地　セ・モアＢ105
破産者　田中　　勝
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
山口県宇部市東新川町６番14号
破産者　株式会社サンリツ
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１３９号
北海道旭川市３条通６丁目677番地の２プリコタワー３・６　４Ｆ
破産者　プリコ株式会社
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３号
北海道旭川市五条通７丁目1486番地フードテラス１階釜蔵
破産者　パークフーズ株式会社
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３号
静岡県富士市蓼原町1599番地
破産者　株式会社ナチュラルスピリッツ
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第９８２号
京都市山科区椥辻草海道町38番地42―708
破産者　やまと産業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
奈良市南京終町３丁目439番地の10
破産者　株式会社ヒノモト農産
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８８１１号
東京都世田谷区北沢５丁目37番12号
破産者　アイエーカンパニー合資会社
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８１２号
東京都世田谷区北沢５丁目37番12号
破産者　ＡＴＧ　ｃｏｍｐａｎｙ株式会社
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８１３号
東京都あきる野市草花3023―31、旧住所東京都昭島市緑町５丁目９―20―102
破産者　大屋　武志
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８１４号
東京都練馬区中村３丁目25―10―103、旧住所東京都練馬区貫井３丁目30―８―102
破産者　池田　賢白
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目13番１号
破産者　株式会社ヤマイシ
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６１号
兵庫県美方郡香美町香住区上計1200番地の１
破産者　株式会社エムダッシュ
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第６３６号
札幌市中央区北１条東10丁目15番地
破産者　株式会社北武
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部